



一人親方団体

労働局承認

最短で翌日加入！

労災センター共済会

-労災保険の特別加入のご案内- 簡略版

建設業に従事する一人親方のみなさま 労災保険に特別加入しませんか？

私たちが解決する課題

・元請け会社から労災保険に未加入の人には仕事はまわさないと言われた。

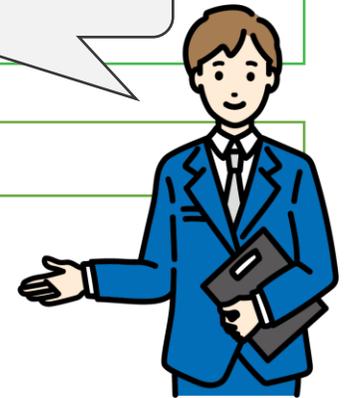
・仕事中にケガをしたが、労災保険に未加入のため実費で治療した。

・仕事中のケガで休業をしたが、休業中は収入がないため不安だ。

・現在加入している団体では、会合への参加が義務付けられている。

・現在加入している団体の月々の会費・組合費が高い。

このようなお悩みを抱えていませんか？



労災センター共済会の6つの特徴



何か一つでもお困りの方は労災センター共済会へご相談ください。
経験豊かな職員がスピーディーかつ確実に対応致します。



~労災センター共済会の6つの特徴~

東、中部、関西、東北、北海道、中国、四国に在住する一人親方の方をサポート。

クレジットカード
対応

申し込み後、最短翌
日から加入できます

もしもの時のケガも
治療費は全額補償

年間3万円ほどで
ご加入できます。

万が一のケガの際も
手続きは万全のサ
ポート

一人親方の対象になる方



一人親方とは労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする者およびその事業に従事する者であっても労働者でない者（例えば、一人親方の配偶者、同居の親族）をいいます。また、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする者とは年間を通じて労働者を1人も使用しない場合はもとより、労働者を使用する日の合計が1年において100日未満となることが見込まれる者のことをいいます。**具体的には以下のような方々が該当します。**



- ① 会社に雇用されずに、個人で仕事を請け負っている。
- ② 特定の会社に所属しているが、その会社と請負で仕事を行っている。
- ③ グループで仕事をしているが、お互いに雇用関係はない。
- ④ 見習いをしているが、見習い先とは雇用関係にない。
- ⑤ 法人で仕事をしているが役員や家族以外に従業員がいない。



特に職種の限定はなく、主にこれらの仕事の内容が当てはまります

※資料内容以外の内容もあり

保険給付の内容

保険給付の内容と種類

療養補償給付

- 療養に必要な医療費は治療が終了するまで原則として、全額無料です。

休業補償給付

- 休業4日目から「給付基礎日額」の1日につき8割が支給されます。

障害補償給付

- 一定の後遺障害が残った場合にその程度に応じて年金又は一時金が支給されます。

傷病補償給付

- 1年6か月が経過しても治療が終了せず、重い症状が続く時、年金が支給されます。

遺族補償給付

- 死亡した場合は、遺族数に応じた年金または一時金が支給されます。

埋葬料

- 死亡した者の埋葬を行う者に支給されます

労災保険の特別加入を新たにする場合の費用3種

01
労災保険料

02
入会金

03
会費

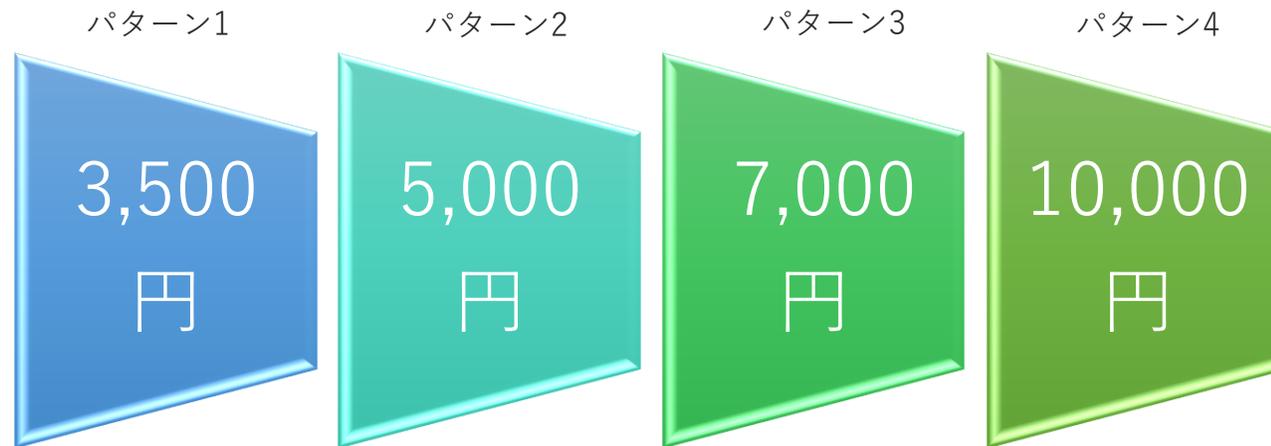
費用支払い：原則年度単位 / 一括支払い可能

支払い方法：① 銀行振り込み ② コンビニ支払 ③ 費用を月々お支払いいただくクレジットカード支払い

※ 労災保険料は毎年4月から翌年3月までの年度を区切りとしているため、年度の途中で加入した場合の労災保険料は月割りとなります。ただし、クレジットカードでのお支払いの場合は加入月に関係なく月単位（分割）でのお支払となります。

給付基礎日額

給付基礎日額とは、労災保険給付の基準となるものであって、労働者の場合には賃金をもとに算出されます。しかし、一人親方の場合には賃金というものが無いので、給付基礎日額は、一定の範囲内から自分で選択することになります。労災センター共済会ではの 以下4 種類の給付基礎日額に対応しております。



労災保険料算出表

【労災保険料（年払いの場合）】 《給付基礎日額と加入月に応じた労災保険料算出表》

		労災保険料			
給付基礎日額		3500	5000	7000	10000
加入月	4月	22,986 円	32,850 円	45,990 円	65,700 円
	5月	21,078 円	30,096 円	42,156 円	60,210 円
	6月	19,152 円	27,360 円	38,322 円	54,738 円
	7月	17,244 円	24,624 円	34,488 円	49,266 円
	8月	15,318 円	21,888 円	30,654 円	43,794 円
	9月	13,410 円	19,152 円	26,820 円	38,322 円
	10月	11,484 円	16,416 円	22,986 円	32,850 円
	11月	9,576 円	13,680 円	19,152 円	27,360 円
	12月	7,650 円	10,944 円	15,318 円	21,888 円
	1月	5,742 円	8,208 円	11,484 円	16,416 円
	2月	3,816 円	5,472 円	7,650 円	10,944 円
	3月	1,908 円	2,736 円	3,816 円	5,472 円

その他保険費用

給付基礎日額 前表参照	入会金 1,000 円	新規加入時会費 or 月会費 3,600 円 450円
----------------	----------------	-----------------------------------

上記全ての合計金額が保険料となります

例) 給付基礎日額 3500 円で 4 月から加入する場合 (銀行振込、コンビニ支払)

労災保険料	22,986 円
入会金	1,000 円
年会費	3,600 円
合計	27,586 円



その他保険に関する補足事項

- ① 銀行振込・コンビニ支払の場合、4月以外の月に途中加入する場合の労災保険料は月割計算となります。
更新は毎年3月です。労災保険料と年会費3,600円の合計額で更新できます。
- ② 費用の支払いにクレジットカードを利用することができます。月会費が毎月450円必要です。
クレジットカードをご利用の場合、自動更新となります。更新手数料不要。
- ③ 給付基礎日額は更新時に変更することができます。変更後の給付基礎日額は4月から有効です。
- ④ 一定の業務（粉じん、振動、鉛、有機溶剤）に従事した経験がある方は健康診断を受診する必要があります（受診費用無料）
- ⑤ 労災事故の処理及び会員証・加入証明書の再発行には手数料を申し受けております。

お問い合わせ先

- 一般社団法人労災センター共済会 本部・事務局 東京都江東区有明1-4-20-1607 TEL.03-6457-1248
- 一人親方団体労災センター共済会 北日本支部 青森県青森市長島 2-13-1-6F TEL.0120-950-151
- 一人親方団体労災センター共済会 東北支部 山形県山形市幸町 6-1 TEL.0120-950-151
- 一人親方団体労災センター共済会 関東支部 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-9-18-1F TEL.0120-950-151
- 一人親方団体労災センター共済会 中部支部 岐阜県岐阜市西野町 1-12-102 TEL.0120-950-151
- 一人親方団体労災センター共済会 関西支部 大阪府大阪市中央区道修町 2-2-5-2F TEL.0120-950-151
- 一人親方団体労災センター共済会 中国支部 広島県広島市中区橋本町 9-7-8F TEL.0120-950-151
- 一人親方団体労政センター共済会 四国支部 愛媛県松山市宮西 14-43-2F TEL.0120-950-151
- 一人親方団体労災センター共済会 北九州支部 長崎県長崎市元船町 9-18-2F TEL.0120-950-151